

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、社会福祉法人けやき苑から役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和6年3月22日

富山市長 藤井 裕久

1 随意契約の内容

(1) 件名

屋外ショーケース清掃業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

屋外に設置してあるガラス展示用ショーケースの清掃

(3) 役務の提供を受ける期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当しており、富山市内（富山地域）に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年4月1日

(2) 提出先

企画管理部ガラス美術館